**平成２２年（フ）第３３４号**
長野市川中島町今井1539番地１　レオパレス今井104号、前住所愛媛県四国中央市妻鳥町21番地　レオパレス川之江中央101号
債務者　渡邊　隆夫
１　決定年月日時　平成22年12月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１５号**
山口県熊毛郡平生町大字佐賀1566番地の３
債務者　北野　正和
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

**平成２２年（フ）第１８号**
山口県熊毛郡平生町大字佐賀1566番地の３
債務者　北野日出美
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

**平成２２年（フ）第３７８号**
徳島県名西郡石井町高川原字高川原91番地１　ヴェルドゥーラⅥ103号室
債務者　天田　照彦
１　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３９５号**
徳島県小松島市大林町字岩戸62番地の13
債務者　森　　明美
１　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第４３４号**
徳島県徳島市西新浜町２丁目２番76号
債務者　楠平　博重
１　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第４３５号**
徳島県徳島市西新浜町２丁目２番76号
債務者　楠平　千枝
１　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第４７２号**
徳島県徳島市名東町３丁目256番地
債務者　畑　　勝一
１　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第４８２号**
徳島県板野郡板野町下庄字神木55番地１
債務者　髙橋　千鶴
１　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第４８３号**
徳島市八万町法花谷196番地の４
債務者　後藤田貴司
１　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第４８４号**
徳島市八万町法花谷196番地の４
債務者　後藤田久子
１　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第４９２号**
徳島県阿波市市場町市場字岸ノ下305番地１　市場団地Ｅ棟10号
債務者　峰　　勝義
１　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第４９３号**
徳島県阿波市市場町市場字岸ノ下305番地１　市場団地Ｅ棟10号
債務者　峰　　歩美
１　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第５０９号**
徳島市一宮町西丁169番地
債務者　田中さつき（旧姓山﨑）
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第５１８号**
徳島県板野郡上板町引野字立石３番地15
債務者　明松真知子
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第８８号**
高知県高岡郡四万十町仁井田769番地２　仁井田第４団地５号室、破産申立時の住所高知県高岡郡四万十町平串573番地
債務者　井上　涼子（旧姓芝崎）
１　決定年月日時　平成22年12月16日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
高知地方裁判所須崎支部

**平成２２年（フ）第９２号**
高知県宿毛市中央６丁目６番29号　三浦荘３号、前住所高知県宿毛市萩原２番９号
債務者　髙倉　由子（旧姓堀内）
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
高知地方裁判所中村支部